

所得税法施行規則
(仮訳)

所得税法施行規則

(ヒジュラ暦1425年1月15日付勅令第 (M/1) 号により発布)

基本規定

第1条

1. 所得税法（以下「法」という）の規定は、居住者である資本会社に非サウジアラビア国籍の持分の保有者がいる場合には、当該非サウジアラビア国籍持分保有者が自然人若しくは法人であるか、又は居住者若しくは非居住者であるかにかかわらず、当該資本会社に適用される。居住者である資本会社に持分を有するサウジアラビア国籍の株式会社における非サウジアラビア国籍持分は、法の目的においてサウジアラビア国籍持分とはみなされない。

また、法の規定は、非居住者が自然人若しくは法人であるか、又はサウジアラビア国籍若しくは非サウジアラビア国籍であるかにかかわらず、当該非居住者がサウジアラビアにある恒久的施設を通じ、サウジアラビアで事業を行っている場合、又はサウジアラビアの源泉から所得を得ている場合には、当該非居住者にも適用される。

2. サウジアラビアに恒久的施設を有さず、サウジアラビアの源泉から所得を得ている非居住者は、次に掲げる税が課される。

A. 法第 68 条に規定する所得は、同条の源泉徴収に関する規定に基づく税が課せられる。

B. 固定資産及び流動資産の処分又は居住者である会社の持分の処分により生じたキャピタルゲインは、法の一般規定に基づく税が課せられる。

第2条

課税対象事業活動とは、商業、工業、農業、サービス業、銀行業、保険業、各種投資事業、輸送業、有形及び無形の動産及び不動産のリース業など、あらゆる種類のあらゆる活動をいう。課税対象事業活動には、また、専門職業、取引活動、又は利益を目的とするその他類似の事業活動（例えば、代理業、仲介業及びその他類似の事業活動）も含まれる。ただし、各種銀行口座（当座、定期又は貯蓄口座）の開設及び居住者である自然人によるサウジアラビアの株式市場に上場している会社の株式の取引は含まれない。

第3条

1. 自然人がサウジアラビアに恒久的な住居を所有し、課税年度中に継続して

又は合計で 30 日以上サウジアラビアに居留していた場合、その者は課税年度におけるサウジアラビアの居住者とされる。

また、サウジアラビアに恒久的な住居を所有していなくとも、継続して又は合計で 183 日以上サウジアラビアに居留していた自然人も、サウジアラビアの居住者とされる。

2. 「恒久的な住居」とは、課税年度において納税義務者が所有しているか、又は長期（1 年以上）にわたり賃借している住居を意味する。また、課税年度において、第三者が 1 年以上の期間にわたり自然人に提供した住居を意味する場合もある。
3. ある者の居住場所の決定に当たり、その国籍は考慮されない。自然人又は法人は、その国籍にかかわらず、法及び本施行規則の居住に関する規定の適用を受けない限り、サウジアラビアの居住者とはみなされない。

第 4 条

1. 法第 4 条に規定する代理人とは、次に掲げるいずれかの権限を有する非独立代理人をいう。
 - A. 非居住者の代理として交渉を行う。
 - B. 非居住者の代理として契約を締結する。
 - C. 非居住者の代理として、顧客の需要を満たすために非居住者所有の物品在庫をサウジアラビアにて保有する。
2. 非居住者が代理人を通じ保険及び/又は再保険業を営む場所は、たとえ当該代理人が非居住者の代理として交渉又は契約を締結する権限を有していなくとも、非居住者の恒久的施設とみなされる。

所得の源泉

第 5 条

次に掲げる種類の所得は、サウジアラビアにおいて実施された事業活動により生じたものとみなされ、従って、サウジアラビアを源泉とする所得とされる。

1. 次に掲げるいずれかの場合における非居住者のローン代金（収益）。
 - A. サウジアラビアにある動産又は不動産により負債の支払が担保されている場合。
 - B. 借主がサウジアラビアの居住者である場合。
 - C. ローンが、サウジアラビアにて行われる事業活動と関連性を有する場合。

「ローン収入（収益/利息）」とは、金銭の使用に対して支払われた金額を

意味し、保証により担保されているか否か、又は債務者に生じる利益に参加する権利が付与されているか否かを問わず、あらゆる種類のローンにより実現された所得を含む。政府及び非政府債券から生じた所得もローン収入に含まれる。

2. 次に掲げるいずれかの場合における保険料/再保険料。
 - A. 保険対象資産がサウジアラビアにある場合。
 - B. 保険者がサウジアラビアの居住者である場合。
 - C. サウジアラビアにて行われている事業活動と関連性を有する事業活動又はリスクに対する保険である場合。
3. 次に掲げるいずれかの場合における技術サービス又はコンサルティングサービスから生じる所得。
 - A. サービスがサウジアラビアに居住している者に提供される場合。
 - B. サービスがサウジアラビアにて行われている事業活動と関連性を有する場合。
4. サウジアラビアの居住者である資本会社及びその支店がサウジアラビアの内外において営んでいる事業から生じる所得。
5. サウジアラビアの居住者がサウジアラビアで行う事業活動に起因するか又はこれと関連性を有する動産若しくは不動産から生じる所得。
6. サウジアラビアにて製造又は生産された物品又は商品の販売により生じる所得。
7. サウジアラビア向けに物品を配送する契約（当該物品の輸送及び保険に関する契約を含む）から生じる所得は、サウジアラビアにて行われた事業活動から生じたものとはみなされない。ただし、サウジアラビアにおいて行われる付随業務（国内輸送、据付け又は研修その他類似の業務など）が契約に含まれる場合にはこの限りではない。この場合、これらの付随業務のみがサウジアラビアにおける事業活動から生じたものとみなされる。

第6条

サービスが次に掲げるいずれかの事項に該当する場合、そのサービスはサウジアラビアにて実施されたものとみなされる。

1. サービスが遠隔地から実施されるとしても、その実施に必要な業務の全部又は一部がサウジアラビアにて行われる場合。この場合、サービス提供者が物理的に存在することは要求されない。
2. サウジアラビアにて事業活動を行う者のために実施される航空機又は船舶上における業務。

非課税所得

第7条

サウジアラビアの株式市場において取引される有価証券の処分により実現したキャピタルゲインは、次に掲げる事項に該当する場合、非課税所得とされる。

1. 売却取引が、サウジアラビアの株式市場に関する規制に従って行われた場合。
2. 処分された投資対象が、本施行規則第74条に規定する法の発効日前には存在していなかった場合。

資産の処分損益

第8条

法に基づき減価償却が可能な資産の処分損益は考慮されず、当該資産処分の結果は法に規定する減価償却法により処理される。

課税対象所得の決定における控除可能費用

第9条

課税対象所得の決定における控除可能費用は次に掲げるとおりである。

1. 事業のために必要かつ一般的なすべての費用は、支払済みか支払前かにかかわらず、控除が認められる。ただし、以下を満たすことを条件とする。
 - A. 証明できる書類又はその他の証拠により立証される実費であること。
 - B. 課税対象所得の実現に関連性を有する費用であること。
 - C. 該当する課税年度に関連性を有する費用であること。
 - D. 資本的性質を有しない費用であること。
2. 課税対象所得の実現に関連している場合には課税年度中に得たローン代金（収益）、又は次に掲げる計算式の結果のうち、どちらか少ない額。
納税義務者のローン代金総所得 + $(a - b) \times 50\%$
「a」 = 納税義務者の課税所得からローン収入所得を差し引いた額。
「b」 = 法に基づき認められた費用からローン収入に関する費用を差し引いた額。
銀行はこの計算式の対象とならない。
3. 次に掲げる条件を満たす不良債権。
 - A. 所得の実現された適切な年度において既に申告されている不良債権であること。

- B. 物品の売却又はサービスの提供により生じた不良債権であること。
 - C. 管轄当局の決定に基づき、納税義務者の帳簿記録から不良債権を除却することを証明する公認会計士の証明書があること。
 - D. 納税義務者が不良債権回収のため真摯に努力を尽くしたが回収できず、かつ、債務者が支払不能であることが司法判断や破産に基づき立証されること。
 - E. 納税義務者の関係者に対する不良債権でないこと。
 - F. 帳簿記録から除却された債権が回収された場合、それを所得として申告することについて納税義務者が誓約すること。
4. 法第 17 条に定める、次に掲げる制限に基づく減価償却額の控除額。
- A. 資産が、転売を目的とするものではなく、その全部又は一部を事業体の目的のために使用することを予定していること。
 - B. 資産が減価償却可能な性質を有し、使用により、又は消耗及び老朽化によりその価値が減少し、課税年度の終了後も価値が残っていること。
 - C. 資産が、建築物所有証明書やその他資産に関する契約書及び請求書それぞれに基づき事業を行う者により所有されていること。
 - D. 課税年度中に資産の使用が停止されたとしても、資産の減価償却は認められること。
5. 年度中に計上された次に掲げる引当金及び準備金。
- A. 銀行による不良債権引当金。銀行は、不良債権額及び回収した不良債権額（このような回収額は、回収がなされた年度の課税標準において回復されなければならない）が記載されたサウジアラビア通貨庁の証明書を提出しなければならない。
 - B. 保険会社/再保険会社が業界基準に基づき控除することのできる未経過保険料準備金及び支払準備金。ただし、翌課税年度において当該準備金を課税標準として計上することを条件とする。
未経過保険料準備金とは、受領済み又は帳簿に記載済みの保険料の一部を意味し、将来の課税年度におけるリスクをてん補するものである。支払準備金とは、課税年度中に請求又は報告を受けたが、その支払手続が同年度中に完了しない保険金額を意味する。
6. 納税義務者は、引当金の計上年の所得の増額/費用の減額のために取崩しが行われた場合には再修正された後の引当金の当期における取崩額分、帳簿上の利益の減額を行うことができる。例として、退職給付引当金、不良債権引当金及び棚卸引当金が挙げられる。ただし、次に掲げる条件が満たされていなければならない。
- A. 引当金の取崩額は課税年度中に支払われたか又は支払われる予定の額

- であり、証明書類による裏付けがあること。
- B. 課税標準を増額するために、引当金の計上年における修正がなされていること。
7. 納税義務者がその従業員の子供のために支払う学校費用。ただし、次に掲げる条件が満たされていなければならない。
- A. 当該学校費用は現地の認可学校に対して支払われること。
- B. 当該手当が雇用契約において規定されていること。
8. サウジアラビアの命令及び規則に基づき設立された従業員の年金基金や貯蓄基金への雇用主の拠出金。ただし、このような拠出額は、1回の支払額であるか合計額であるかにかかわらず、雇用主が拠出を行う前の従業員所得の25%を超えないこと、かつ、基金が以下を満たすことを条件とする。
- A. 基金が、加入の条件及び申込者の権利について明確に定める特別規定に従い設立されていること。
- B. 当該義務が雇用契約又は基金の定款に記載されていること。
- C. 会社から独立した基金であり、独立した公認会計士によって監査される別勘定を有していること。
9. 課税年度中に発生した、課税所得の実現に関連する研究開発費用。当該費用は、技術、科学、エンジニアリング、コンピュータ・システム又は類似の分野における研究、開発及び実験に関するものをいう。ただし、本規定は、前記に関する土地及び施設、又は研究目的で使用される土地の取得に関する費用の控除は認めない。当該施設及び機器は法第17条の規定に基づき減価償却される。

控除不可費用

第10条

次に掲げる費用は控除することができない。

1. 現金又は現物によるかにかかわらず、オーナー、出資者、持分権者、又はこれらの家族（両親、配偶者、子供、兄弟姉妹など）に対して支払われた給与、賃金及びこれらに類するとみなされるもの。本規定は、株式会社の株主には適用されない。
2. 現金又は現物によるかにかかわらず、取引時点における当該財産又はサービスの公正市場価格を上回る限度において、出資者、株主、又はこれらの家族（両親、配偶者、子供、兄弟姉妹など）に対して支払われた対価。
3. パーティー、スポーツ競技並びに娯楽としての旅行及び活動などの交際費。
4. 私的な預金引出しや扶養家族の生活費又は教育費など、自然人の個人的な

消費のための費用。

5. サウジアラビア又はその他の国に支払ったか、又は支払義務のある所得税及びこれに関連する罰金又は過料。
6. 交通違反金や公共施設の損害に対する罰金など、サウジアラビアの当事者に対して支払ったか、又は支払義務のある罰金若しくは過料。
前記には、契約の履行遅延や不履行による罰金などの、契約上の義務違反に対する罰金又は過料は含まれない。当該罰金又は過料は契約当事者が文書でそれを証明し、かつ、当該罰金が返金された年度において所得として申告されることを条件とする。
7. サウジアラビアにおいて違法行為とみなされる賄賂又はそれに類する金銭の支払額。なお、それらの金銭が海外で支払われたとしても、控除は認められない。
8. 代理人が出資者であるか否かにかかわらず、保険手数料のうち、代理人又はその他の者を通じサウジアラビアで回収された総保険料の 3%を超える額。
9. 雇用主による、その従業員のための法的な年金基金や社会保険又は貯蓄基金への拠出金。
10. サウジアラビアの完全子会社がサウジアラビア外の親会社の本社に支払う次の金額。
 - A. ロイヤルティー又は手数料。
 - B. ローン代金（収益）又はその他金銭的報酬。
 - C. みなし配分による間接管理費及び一般管理費。
11. 納税義務者の関連当事者から納税義務者に提供された物品又はサービスの価格のうち、独立企業間価格を超えた額。

損失の繰越し

第 11 条

1. 納税義務者は、法及び本施行規則に基づき、修正後営業損失を、累積損失全額が相殺されるまで、その損失が発生した年度の翌年以降の課税年度に繰り越すことができる。各課税年度において、累積損失の相殺に使用できる利益の最高限度額は納税義務者の申告書において申告された年間利益の 25%以下とする。
2. 上記第 1 項の規定は、ヒジュラ暦 1421 年 1 月 5 日（2000 年 4 月 10 日）付閣議決定第 3 号の施行前に発生した営業損失、免税期間中に発生した営業損失、又は、納税義務者が課税対象及び課税対象外の事業活動の両方を営む場合に法に基づき、当該課税対象外の事業活動により発生した営業損失

には適用されない。従って、納税義務者は、これらの営業損失を繰り越すことができない。

3. サウジアラビアにおいて認可を受けている公認会計士によって監査された合法的な財務書類に基づき損失が確定されない限り、その損失を繰り越すことはできない。
4. 損失の繰越しに関する規定を満たす損失であっても、所有権又は支配権に50%以上の変更があった資本会社において生じた場合には、当該損失は変更のあった年度以降の課税年度に繰り越すことができない。
5. 自然人の営業損失は、事業所得とこれに関連する費用のみの差額とする。

為替

第12条

法第30条の為替に関する規定に従い、為替レートを再評価することにより生じた為替差損益は税の目的において考慮されない。

受取補償金

第13条

受取補償金額は、課税又は非課税にかかわらず、補償対象と同様の性質を有するものとする。物品（株取引）の損害に対する補償金は課税所得とみなされる。ただし、資産の損害に対する受取補償金は法第9条の規定に基づき処理される。

ファイナンス・リース

第14条

1. 借主がファイナンス・リース契約に基づき貸主から資産を借りた場合、借主は税の目的においてその資産の所有者とみなされ、賃借料の支払は借主によるローンの支払とされる。
2. 資産の賃貸は、次に掲げるいずれかの条件が満たされている場合、ファイナンス・リースとみなされる。
 - A. 賃貸期間の終了時に、所有権の移転がなされる賃貸であること。
 - B. 賃貸期間が賃貸対象資産の存続期間の75%を超えていること。
 - C. 賃貸期間終了時における賃貸対象資産の残存価値が、賃貸期間開始時の公正市場価格の20%未満であること。
 - D. 賃貸料の最低支払額の現在価値が、賃貸期間開始時における資産の公

正市場価格の 90%と同等かこれを上回ること。本規定は、資産の存続期間の残り 4 分の 1 の期間中に開始する賃貸には適用されないこと。

- E. 資産が借主のために特別に用意されたものであり、借主以外の者にとっては賃貸期間終了時における資産価値がないか、又は、ほとんどないこと。
3. 本条の適用において、賃貸料支払の現在価値を決めるために採用される割引率は、サウジアラビア通貨庁が使用している率に基づく。
 4. 本条の適用において、賃貸期間には更新可能な追加期間も含まれる。
 5. 貸主がファイナンス・リースの開始前から資産の所有者であった場合、本条第 1 項に定めるローンの処理に加えて、当該賃貸借取引は貸主による資産の売却であり、借主による資産の購入として処理される。
 6. ファイナンス・リース取引は、貸主からのローン融資による借主の購入とみなされる。賃貸料の支払はローンの返済とされることから、当該支払は課税年度において帳簿上の費用とはみなされないものとする。
 7. 借主は課税の目的において賃借資産の所有者とみなされるため、次の事項を順守しなければならない。
 - A. 資産の減価償却を控除する権利は、貸主ではなく借主が有する。
 - B. 賃貸料の支払は、ローンの元本と利息の二つの要素に分けられる。賃貸開始時の元本は賃貸借契約に基づき支払われる最低金額の現在価値となる。
 - C. 各支払の元本部分はローンの返済として処理され、税の目的において、このような支払は借主にとって控除可能な費用とはならない。利息部分は貸主にとっては所得として、また、借主にとっては費用として処理される。
 - D. 貸主がファイナンス・リースの開始前から資産の所有者であった場合、本条の規定に基づき、当該ファイナンス・リース取引は、貸主による資産の売却であり、借主による資産の購入であるとみなされ、貸主及び借主による売買取引の税効果が考慮される。

保険会社

第 15 条

1. サウジアラビアにて損害保険事業に従事する居住者である保険会社又は非居住者である保険会社の課税標準は、法の規定に基づき決定される。
2. 恒久的施設を通じサウジアラビアにて損害保険事業に従事する非居住者である保険会社の課税標準は、次のとおり決定される。

- A. 総所得は、次に掲げる金額から構成される。
- (1) サウジアラビアにおける損害保険契約に基づき受け取った、又は、受け取る予定の保険料総額から、返戻金と再保険料を差し引いた額。
 - (2) 本施行規則第9条第5項第B号に基づき認められた、前年度末に計上された未経過保険料準備金と支払準備金。
 - (3) サウジアラビアにおける損害保険契約に起因する投資所得。
その額は次のとおり決定される。
国際投資による所得×国内保険料総額÷国際保険料総額
 - (4) 恒久的施設に帰属するその他の所得。
- B. 総費用は、次に掲げる金額から構成される。
- (1) サウジアラビアにおける損害保険契約に基づき支払われた保険金額から、再保険によりてん補された金額を差し引いた金額。
 - (2) 本施行規則第9条第5項第B号に基づき認められた、当年度末に計上した未経過保険料準備金及び支払準備金。
 - (3) サウジアラビアの恒久的施設において発生した控除対象費用。
 - (4) 会社本社における一般管理費のうち、子会社が分担する費用。その額は次のとおり決定される。
本社の一般管理費総額×国内保険料総額÷国際保険料総額
- C. 本条に基づく保険会社の課税標準は、次の額を下回ってはならない。
損害保険契約に関する税引前国際純所得×国内保険料総所得÷連結財務諸表に基づく国際保険料総所得
3. サウジアラビアにおいて生命（貯蓄）保険事業に従事する保険会社の課税標準は、次のとおり決定される。
- A. 居住者である保険会社
投資所得から、当該所得に関連する管理費を差し引いた金額。
- B. サウジアラビアにある恒久的施設を通じ事業を営んでいる非居住者である保険会社
以下により算出される額から、下記（1）と（2）の額を差し引いた額。
国際投資総所得額×国内保険料総額÷国際保険料総額
- (1) 投資所得に関連する国際管理費のうち、国内の子会社が負担する費用。その額は次の計算式にて決定される。
投資収入に関連する国際管理費×国内保険料総額÷国際保険料総額
 - (2) 会社本社が負担する一般管理費の一部。その額は次の計算式

にて決定される。

本社的一般管理費総額×国内保険料総額÷国際保険料総額

4. 「生命保険」とは、契約の終了時又は被保険者の死亡時に、保険金が支払われる保険契約を意味する。

みなし課税

第 16 条

1. 法第 34 条第 A 項に定めるみなし課税の規定に加えて、税務当局は、国際費用に関連する一部の事業活動に対する課税において、国際費用と国内費用が相関関係にあり、そのため、国内費用を明確に区分し、国内の事業活動に関する別個の財務書類を提出することが困難である場合、みなし課税を適用することができる。
2. 小規模で所得が限定されており、帳簿記録の保管が要求されない事業活動に対する課税において、税務当局は、その総所得額の 15%を純利益として、みなし課税を適用することができる。
3. 法定要件の順守及び租税回避の阻止のため、税務当局は、次に掲げる場合には納税義務者に関係する事実及び事情に基づき、みなし課税を適用することができる。
 - A. 納税義務者が、法定期限内に納税申告書を提出しなかった場合。税務当局がみなし査定税額の通知を行う前に、納税義務者が、法定の帳簿記録に基づく納税申告書を遅れて提出した場合は、税務当局はこれを受領し、通常の手続に従い審査を行う権利を有するが、このような提出遅延は法律で定められた罰金の対象となる。
 - B. 納税義務者の財務状況を正しく反映している正確な帳簿記録をサウジアラビアに保管していなかった場合。
 - C. 本施行規則第 57 条第 3 項に従い、納税義務者が証拠書類に基づき納税申告書が正確であることを証明できなかった場合。
 - D. 納税義務者が、商業帳簿規則により要求される帳簿記録の形式、様式及び記載方法を順守しなかった場合。
 - E. アラビア語以外の言語により保管されている帳簿記録について、税務当局が所定の期間内にアラビア語に翻訳するよう通知したにもかかわらず、当該期間内に翻訳を行わなかった場合。
4. みなし純利益率は、納税義務者の事業活動、その性質及び事情に関連する事実、証拠及び指標に基づき決定されるものとする。ただし、いかなる場合においても、下表に示す納税義務者の所得に対応する利益率を下回らないものとする。

分類	事業活動/職業	利益率 (%)
1	ロイヤルティー及び収益	75
2	マネジメント・フィー	80
3	技術サービス及びコンサルティングサービス	20
4	医師、弁護士、会計士及びエンジニアなどの 専門職	20
5	一般のサービス事務所	20
6	野菜、果物、肉、魚、家禽及び家畜の販売店	10
7	ガソリンスタンド	10
8	建設請負業者	10
9	その他の事業活動	15

5. みなし課税の査定においては、総所得額からの控除（例えば、下請業者に関する控除）は認められないものとする。
6. サウジアラビアでの付帯業務を伴う海外からの配送契約で、その付帯業務に関する価値が契約において別途規定されていない場合、各付帯業務による所得は、総契約金額の10%とみなされるものとする。
7. 資産の処分によるキャピタルゲインは、納税義務者（売主）の法定の財務書類が存在しない場合、次のとおり決定されるものとする。
 - A. 金融市場において取引されていない株式や債券などの有価証券の処分の場合、当該資産の売却価格は、契約価格と市場価格のうち、いずれか高い金額となるものとする。売却価格は、キャピタルゲインを決定するために原価基準と比較される。
 - B. 資本会社における持分の処分の場合、当該資産の売却価格は、契約価格、市場価格、又は会社の帳簿上の帳簿価格のうち、最も高い金額となるものとする。売却価格は、キャピタルゲインを決定するために原価基準と比較される。
 - C. パートナiershipにおける持分の処分の場合、当該資産の売却価格は、契約価格と市場価格のうち、いずれか高い金額となるものとする。売却価格は、キャピタルゲインを決定するために原価基準と比較される。
 - D. その他の場合においては、売却価格は、契約価格と市場価格のうち、いずれか高い金額となるものとする。売却価格は、キャピタルゲインを決定するために原価基準と比較され、キャピタルゲインは原価基準

の15%以上とする。

- E. 売却を行う出資者は、当該売却について税務当局に通知するとともに、売却前の期間における利益及び当該売却により得たキャピタルゲインに課される税金を、売却取引日から60日以内に納付しなければならない。会社及び買主は、売主とともに、本取引によって生じた税務当局に対するすべての支払について連帯して責任を負う。

パートナーシップに対する課税規則

第17条

1. パートナーシップは、要求される情報を記載した納税申告書を法定の期限内に提出しなかった場合、又は、要求される調書の様式を順守しなかった場合には、納税申告書の不提出により罰金が科される。罰金額は、総所得額の1%として算定されるが、法第76条第A項に基づき、2万サウジ・リヤルを超えないものとする。
2. パートナーシップの所得は課税対象とはならない。その所得は、当該パートナーシップの個人として課税対象者となる出資者に配賦される。各出資者は個人的に、パートナーシップからの所得を含む自らの課税所得の全額を記載した調書を法定期限内に提出しなければならない。
3. パートナーシップにおける出資者の課税標準の決定に当たり、パートナーシップのサウジアラビア外を源泉とする所得及びパートナーシップの法に基づく非課税所得はその性質を維持するものとする。また収益、控除、損失又は負債も同様とする。
4. 出資者の損失が、パートナーシップの持分の原価基準を上回った場合、当該損失は、その損失を相殺する十分な原価基準を出資者が取得するまで、又は、出資者持分の保有が終了するまで、考慮されない（留保される）。
5. パートナーシップの義務（特に、税務当局への登録、税務申告書の提出及びこれらに関連する罰金など）に関する規定は、共同企業体（コンソーシアム）にも適用される。

課税年度

第18条

1. 全事業活動における納税義務者の課税年度とは、国家財政年度のことをいう。納税義務者の課税年度は、商業登記日又は認可取得日から開始するものとする。ただし、証拠書類により別途証明される場合には、この限りでない。次に掲げる事項に該当する場合、納税義務者は国家財政年度とは異

なる課税年度を採用することができる。

- ・ 納税義務者が法の施行前に税務当局により承認された異なる課税年度を採用している場合。
- ・ 納税義務者が西暦の課税年度を採用している場合。
- ・ 納税義務者が、国家会計年度と異なる課税年度を採用している企業グループのメンバーであるか又は、外国会社の子会社である場合。

異なる課税年度を採用する場合には、次の条件を満たしていなければならない。

- A. 納税義務者は、変更前の最終課税年度と、新課税年度の開始日までの期間について、別個の納税申告書を提出することにより本施行規則を順守するものとし、かつ、当該申告書に基づく税金を法定期限内に納付するものとする。
 - B. 事業の開始、停止又は清算の場合における新たな納税義務者の初年度又は最終年度は、短期となる場合がある。ただし、当該会社の定款によりこれより長い課税年度が求められる場合は、この限りでない。
 - C. 上記規定の適用は、自らの課税年度を変更した納税義務者による、税金の前納に関する法第 70 条の規定の適用を妨げない。
2. 会社の定款に基づき、初年度の課税年度が長期となる納税義務者は、最初の 12 か月間に関する納税申告書を、当該最初の 12 か月間が終了する日から 120 日以内に提出するものとする。長期の課税年度の終了後、納税義務者は、このような長期の課税年度について 1 つに統合した納税申告書を提出し、これに基づき、最初の期間に納付した税額を差し引いた額を納付するものとする。
 3. 課税年度が短期（12 か月より短い）となる場合、税の納付期日と申告書の提出期日は決算日から 120 日以内となる。

会計方式

第 19 条

会計方式に関する法第 23 条の規定に従い、自然人は、税の目的において現金主義又は発生主義を採用することができる。ただし、当該自然人の、課税年度における事業による総所得額が 500 万サウジ・リヤルを超えた場合、当該所得が後に 500 万サウジ・リヤルを下回ったとしても、翌年以降のすべての課税年度において発生主義を採用しなければならない。

長期契約

第 20 条

1. 発生主義を採用している納税義務者は、長期契約に関連する所得及び控除費用（契約者の所得、契約の相手方当事者又は主契約者の控除費用であるかを問わない）を、課税年度中に完了した契約の比率に基づき計上しなければならない。前記の算定には、次に掲げる計算式が適用されなければならない。

課税年度中に発生した費用×総契約金額÷長期契約の総見積費用

2. 「長期契約」とは、製造、据付け、建設、完成品引渡、又はこれらに関連するサービスの提供（例えば、プロジェクトにおけるエンジニアリングの監督を行うサービスの提供を目的としたエンジニアとの契約）に関する契約で、開始課税年度中に完了しない契約のことをいう。ただし、事業の実際の開始日から6か月以内に完了が予定されている契約を除く。
3. 納税義務者が長期契約から得られる所得の計上において、本条第1項に定める方法を順守しなかった場合、税務当局は入手可能な情報及び証拠に基づき、税務当局が適切とみなす額にて当該所得額を決定する権利を有する。

天然ガス投資税

第 21 条

サウジアラビア内、その特別経済地区又は大陸棚において、天然ガス、液化天然ガス及びガスコンデンセートの投資事業に従事しているすべての者は、自然人若しくは法人であるか、また、サウジアラビア国籍若しくは非サウジアラビア国籍であるかを問わず、天然ガス投資税が課せられるものとする。

第 22 条

「天然ガス」とは、ガス産業の一連の事業活動におけるその位置付けに従い、次に掲げるいずれかの意味を有するものとする。

- A. サウジアラビアにおける非随伴ガス事業に関する上流部門の規則に定義されている「天然ガス」。
- B. ガスの供給及び価格に関する規制に定義されている「ガス」。
- C. ガスの供給及び価格に関する規制に定義されている「ドライガス」。

第 23 条

「探鉱、生産、集油及び処理事業」とは、ガスに関する地質調査、エンジニ

アリング、探査、探鉱、査定、開発、掘削、生産、集油、処理及び第一次除去を含む、あらゆる探鉱及び生産活動を意味する。

第24条

天然ガスの生産、集油、処理及び除去処理、並びに液化天然ガスの精留事業に従事する者は、ガスの生産者とみなされる。

第25条

「最終消費者施設」とは、燃料若しくは原料としての利用、国内配ガス網を通じての下流への販売又は貯蔵を目的として、天然ガス又は液化天然ガスを受け入れる施設を意味する。

第26条

ガスの供給及び価格に関する規制に基づき、認可された国内配ガス網を通じてのガス及び液化ガスの販売事業は、天然ガス投資事業の一部とみなす。

第27条

ガスの供給及び価格に関する規制に基づき、独立事業として認可されたガス及び液化ガスの貯蔵事業は、天然ガス投資事業の一部とみなす。

第28条

天然ガス投資税の課税対象所得とは、天然ガス、液化天然ガス及びガスコンデンセートの販売、交換又は輸送（硫黄及びその他製品を含む）によって得た総所得、法第45条所定の天然ガス投資事業におけるあらゆる分野から得られた所得（天然ガス、液化天然ガス及びガスコンデンセートの輸送により得る収益を含む）、除去処理及び精留事業並びにその他関連するサービスから得た所得、並びに収入の種類や源泉にかかわらず、納税義務者の主要事業活動に関連する臨時所得や営業外所得（天然ガス投資税の課税対象となる施設における第三者による余剰生産能力の活用により得た所得を含む）のことをいう。当該所得は発生主義に基づき決定されるものとする。

第29条

「交換又は輸送」とは、天然ガス、液化天然ガス、ガスコンデンレート、又はその他の製品若しくはサービスが、ある納税義務者又は関連当事者による、税務上の独立事業間を移動する場合をいう。

第 30 条

「第三者」とは、納税義務者と取引を行う法人又は自然人を意味する。天然ガス探鉱及び生産に関するその他の契約又は合意に基づき事業を行っている、天然ガス投資税の納税義務者は、第三者とみなす。

第 31 条

「天然ガス投資税の納税義務者の主要事業活動」とは、天然ガス投資事業において、天然ガスの探鉱及び生産に関する合意又は契約に基づき認可されている事業、又はガスの供給及び価格に関する規制に基づき許可を受けている事業を意味し、独立認可事業もこれに含まれる。

第 32 条

「天然ガス探鉱及び生産に関する合意又は契約」とは、サウジアラビア政府が、天然ガス投資分野において事業を営む権利を投資家に対して付与し、サウジアラビアにおいて当該事業を実施する地域を定める法定証書のことを意味する。

第 33 条

「天然ガス投資税の課税対象施設」とは、天然ガス投資税の納税義務者が天然ガス投資事業を実施するために使用するすべての施設その他の財産を意味する。

第 34 条

総実現所得を算定するために使用される価格は、ガスの供給及び価格に関する規制とその施行規則に基づき決定されるものとする。当該規制及び規則にそのような規定のない場合、価格は石油・鉱物資源省の承認を条件として、商取引を基準に決定されるものとする。

第 35 条

所得の認識に関連する量は、石油・鉱物資源省が定める技術基準に基づき測定されるものとする。

第 36 条

天然ガス投資事業の投資家が、当該事業を営む許可を受けている会社における自己の持分の一部又は全部の譲渡により得たキャピタルゲインは、天然ガス投資税の対象所得とはならないものとする。このような所得は、税率 20%にて所得税の対象となる。

第 37 条

天然ガス投資税の課税所得において控除可能な費用は、法第 12 条に基づく控除対象費用とする。ロイヤルティー及び土地賃貸料は、発生主義に基づき控除対象費用とみなされる。

第 38 条

累計年間キャッシュフローは、納税義務者が天然ガス投資税の課税対象事業を開始したときにおいて、納税申告書を提出する初年度から計算されるものとする。

第 39 条

内部収益率を計算する目的のため、各年度の年間キャッシュフローは、年度末に発生したとみなされる。

第 40 条

内部収益率は、年間のインフレ率やその他要因による影響を考慮せずに、実質年間キャッシュフローに基づき計算されるものとし、納税義務者の公認会計士がこれを認証するものとする。

第 41 条

天然ガス投資税に関する年間キャッシュフローは、次のとおり計算されるものとする。

まず、天然ガス投資税の課税標準に次の金額を加える。

1. 天然ガス投資税の課税標準の計算において控除された、税法上繰り越された純営業損失。
2. 天然ガス投資税の課税標準の計算において控除された、次に掲げる非現金勘定科目。
 - A. 資本化された固定資産と資本化された無形資産の各減価償却。
 - B. 控除可能な営業前費用の資本的支出の減価償却。
 - C. プラント又はパイプラインなどに関連する将来のサービスに対する前払金の減価償却から生じた控除額。
3. 資金調達費用とその他金融サービス費用。

次に、上記の総額から次の金額を差し引くものとする。

1. 資金の調達源を問わず、次に掲げるような資本的現金支出。

- A. 追加固定資産。
 - B. 課税年度中におけるその他追加無形資産。
 - C. プラント又はパイプラインなどに関連する将来のサービスに対する前払金。
 - D. 控除可能な資本化された営業前費用。
資本化された資金調達費用、その他資本化された金融サービス費用、又は株や債券の購入などの天然ガス投資事業と関連のないその他資本的支出は、控除されないものとする。
2. 課税年度中にサウジアラビア政府に支払われた天然ガス投資税、所得税（これらに起因する罰金並びにその他の当事者に代わり支払われた税金及び罰金は除く）。
- 上記の計算結果が、年間キャッシュフローの額となる。

第42条

特定の課税年度における累計年間キャッシュフロー及び、その結果として導き出される内部収益率が、翌課税年度において納税義務者に適用される天然ガス投資税率を決定する根拠となるものとする。

第43条

内部収益率の計算と、適用天然ガス投資税率の例は下表のとおりである。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
1－天然ガス投資税の年間キャッシュフロー							
1	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	－
2		(75)	(75)	(75)	(75)	(75)	－
3			120	120	120	120	－
4				60	60	60	－
5					60	60	－
6						100	－
2－累計年間キャッシュフロー	(100)	(175)	(55)	5	65	165	－
3－算定内	非適用	非適用	非適用	1.4898	14.7770	26.3945	－

部収益率				%	%	%	
4－天然ガス投資税の内部収益率	非適用	非適用	非適用	1.5%	14.8%	26.4%	－
5－法第 48 条の税率表に基づき決定された天然ガス投資税率	30%	30%	30%	30%	67.95%	85%	－
6－課税標準に適用される天然ガス投資税率	30%	30%	30%	30%	30%	67.95%	85%

第 44 条

ザカート・所得税局が、ある年の納税義務者の申告書に基づき決定された内部収益率と税率に修正を加えた場合、その影響は、当該修正に関する争いが最終的に解決されるまで、翌年からの各課税年度の内部収益率と税率の算定において考慮されるものとする。

第 45 条

ある一つの契約による天然ガス投資事業活動は、法第 51 条に基づき、天然ガス投資税の目的において分割できない一つの完全な単位であり、単一の課税標準とみなされるものとする。天然ガス投資税の目的において、納税義務者はある契約による天然ガス投資事業活動と同事業活動のため別の契約を統合しないものとする。また、納税義務者は、水や電力、石油化学その他のプロジェクトなど、天然ガス投資事業活動の一部とはみなされないその他の事業活動を、天然ガス投資事業活動と統合してはならない。

第 46 条

納税義務者は、独立した認可プラントにおける天然ガスの除去処理、若しくは精留の事業、又は、独立した認可パイプラインを通じた第三者向けの天然ガス輸送事業に従事している場合、当該事業に関する別個の監査済み財務書類を維持し、独立した納税申告書を提出するものとする。また、納税義務者は、各種事業活動に配分された共通の収入及び費用に関する、サウジアラビアにて認可を受けた公認会計士が認証した計算書類を税務当局に提出するものとする。

第 47 条

法第 52 条第 B 項において言及される所得税を前提として考慮されるべき必要条件としての天然ガスの輸送は、パイプラインの輸送能力の少なくとも 30% が第三者のために供された場合であるものとする。

第 48 条

天然ガス投資税を算定する目的において、納税義務者は、複数の事業体が契約の履行に参加していたとしても、各契約について 1 通の納税申告書を提出するものとする。当該納税義務者を含め、これら事業体のいずれかが法第 52 条に基づく複数の独立認可事業に、一つの契約の範囲内において従事する場合、当該事業は区別されなければならないが、各事業体はこれらに関する独立した納税申告書を提出するものとする。

第 49 条

天然ガス投資税の納税義務者は、内部収益率に従い決定された税率に基づく天然ガス投資税の計算書に加え、支払義務のある税率 30% の所得税の計算書を含んだ納税申告書を提出するものとする。納税義務者は、所得税と、納付済み所得税を差し引いた、支払義務のある天然ガス投資税をそれぞれ納付するものとする。

第 50 条

天然ガス投資税の納税義務者が税務当局のザカートの規定の対象となる場合、当該納税義務者は、法の規定に基づく納税申告書に加え、支払義務のあるザカートに関する申告書も税務当局に提出し、支払義務のある当該ザカートを納付するものとする。税額がザカートの額を超える場合、納税義務者は、過去の年度について支払われるべき税額を超えて支払われたザカートの額を差し引いた後に、その差額を納付するものとする。

第 51 条

税査定の法定期間（再査定について認められた期間）に関する規定に従い、1 年又はそれ以上の年度における税査定の誤りの訂正に基づく税金の徴収の法律による禁止は、正しい内部収益率の再計算を行い、その後、各規則に基づき再査定が可能な、翌年度以降のすべての年度について支払義務のある税金を計算することを妨げないものとする。

第 52 条

天然ガス投資税の納税義務者は、会計帳簿・記録を法定期間、かつ、取決め又は契約の期間以上、保管しなければならない。

第 53 条

納税義務者は、納付済み所得税額及び発行番号を含む所得税納税証明書及び天然ガス税納税証明書を請求することができる。

第 54 条

天然ガス投資税の納税義務者は、本章において特に定めのない事項については、法及び本施行規則のその他の規定に従うものとする。

登 録

第 55 条

1. 最終的な源泉徴収税の支払義務を負う納税義務者を除き、次に掲げる者は、課税の目的のために税務当局に登録を行うことを要する。
 - A. 法に基づくすべての支払義務者は最初の課税年度の終了前に税務当局に登録を行わなければならない。
 - B. 法第 68 条に基づき源泉徴収を行うことを求められる個人又は法人（パートナーシップを含む）は、第 1 回目の納付前に税務当局に登録を行わなければならない。
2. 政府及び公的機関の登録は、税務当局がこれを行うものとする。
3. 法定期間内に登録が実施されなかった場合、税務当局は下表に基づき罰金を科すものとする。

分類	罰金額 (単位:サウジ・リヤル)
自然人	1,000
株式資本会社	1 万
その他の事業体	5,000

会計帳簿記録

第 56 条

1. サウジアラビアに恒久的施設を有しない非居住者と本施行規則第 16 条に規定する者を除き、納税義務者は、商業帳簿記録（少なくとも、一般仕訳

帳、原簿、在庫目録及び要納付税額を正確に決定するために必要なその他会計記録)を、アラビア語で、サウジアラビア内に保管しなければならない。また、納税義務者は、証拠書類、説明的データ及び注釈も保管することを求められる。納税義務者は、当該要求を順守するために専門機関を採用することができるが、当該納税義務者はなお直接の責任を負い、商業帳簿に関する規制を順守しなければならない。

2. 納税義務者は、次に掲げる条件に基づき、コンピュータ上にて帳簿記録を保管することができる。
 - A. コンピュータがサウジアラビア内に設置されていること。恒久的施設を通じ、サウジアラビアにて事業を営んでいる納税義務者については、その中央コンピュータを国外に設置することができるが、その端末がサウジアラビア内の子会社に設置され、当該端末を通じて子会社の運営に関するすべてのデータ及び入力事項を入手できるものとする。
 - B. コンピュータに入力される、要求された帳簿記録に関するデータはアラビア語によるものとし、同帳簿記録と同一の内容を反映していなければならない。
 - C. 帳簿記録のすべての入力事項の原本書類は、サウジアラビア内に保管されていなければならない。
 - D. 決算書類や貸借対照表は、コンピュータから直接取り出せるものとする。コンピュータを使用して従来の方法（物理的な帳簿記録）を用いる場合、照合用のすべての入力事項が添付されなければならない、また、アラビア語でなければならない。
 - E. コンピュータから、すべての情報を含む書類を定期的（四半期ごと）に印刷すること。
 - F. 必要に応じて参照するため、事業体はコンピュータに入力された情報及びコンピュータによる処理（会計データ）を文書化した書類を保有するものとする。
 - G. 事業体は、データ及び情報の改ざんを阻止するために検査及び調査を行うことのできる適切なセキュリティ及び管理手段を有していなければならない。
 - H. 税務当局は、納税義務者がコンピュータにて財務書類を作成するために使用しているシステムとプログラムをコンピュータ上で調査する権利を有する。

納税申告書

第 57 条

1. 税務当局は必要な納税申告書の様式を公表する。税務当局は、納税義務者が申告書の提出義務を順守できるように、納税申告書用紙に添付される説明表の様式を公表する。納税義務者は所定の申告書を使用しなければならない。ただし、承認された様式と同一である場合には、コンピュータにより作成された用紙も使用できる。
2. 納税義務者は法定期間内に納税申告書とその添付書類を提出しなければならない。納税義務者は、申告期間中に実現したすべての所得を記載するものとする。申告書は、税務当局又は権限ある機関による公的な受領書の日付をもって提出したとみなされる。

本項の規定は、パートナーシップによる税務申告書及び納税義務者の事業停止における納税申告書にも適用される。申告書の法定提出期間が法定の休日に終了する場合、法定の休日後の最初の営業日に、納付と併せて申告書を提出できるものとする。
3. 納税義務者は、申告書に記載の所得、支出及びその他のデータが正確であることを証明する責任を負う。納税義務者がその記載を証明することができない場合、税務当局は、他の法的制裁に加え、控除の否定、又は同局の見解、関連する事情、事実及び入手可能な情報に基づくみなし課税査定を行うことができる。
4. 事業活動が停止された場合、納税申告書の提出と納税はその停止日から 60 日以内に行われなければならない。
5. パートナーシップは、その課税年度の終了後 60 日以内に税務申告書を提出しなければならない。一人又はそれ以上の有限責任出資者がいるパートナーシップは、資本会社に適用される規定に従って有限責任出資者の持分に基づき支払う義務のある税額について納税申告書を提出しなければならない。
6. 控除前の課税所得が 100 万サウジ・リヤルを超える納税義務者の申告書は、サウジアラビアにて認可を受けた公認会計士が、特に次に掲げる事項について適正であるものとして証明しなければならない。
 - A. 税務申告書が納税義務者の帳簿記録から抜粋されており、かつこれらと一致していること。
 - B. 申告書が法の規定を順守していること。
7. 会社の清算、相続、又は破産に関する責任者となった者は、清算手続の開始を書面にて税務当局に通知し、清算手続を通じて、法定期間内に納税申告書を提出しなければならない。当該責任者はまた、最終財務諸表（清算

の最終会計書類)の写しを税務当局に提供し、清算手続の完了した日から60日以内に、支払義務のある税額を税務当局に納付しなければならない。支払能力が証明されるにもかかわらずこれらの支払が履行されなかった場合、当該責任者は納税義務者とともにその税金の納付について連帯して責任を負う。

情報に関する税務当局の権利

第58条

1. 自然人及び法人（公的機関及び政府機関を含む）は、法第61条の規定に基づき、民間部門の者と締結した、建設、サービス及び供給の契約に関する基本情報並びにこれらに生じた修正事項を、契約の調印日から3か月以内、及びその修正時に、税務当局に提供しなければならない。また、理由のいかんを問わず契約の履行が停止された場合にはその停止について、また、当該停止後の契約当事者間の権利についても、停止日から30日以内に通知しなければならない。税務当局は契約書の写しを請求する権利を有する。
2. 税務当局に対して、要求された契約情報を通知する義務を負っている自然人又は法人がこの通知義務を履行しなかった場合、その者は当該契約に関する税金及びこれについて生じる可能性のある罰金に関し、納税義務者とともに連帯して責任を負うものとする。
3. ヒジューラ暦1391年付閣議決定第278号に基づき、政府機関及び公的機関の財務マネージャー並びにプロジェクトマネージャーは、締結された契約に関する情報を期限内に税務当局に通知する義務を負う。
4. 法第68条の源泉徴収税に関する規定を妨げることなく、本条の各項の規定は、契約金額が10万サウジ・リヤルを下回る契約を除くすべての契約に適用される。

調査（監査）及び税額査定手続

第59条

1. 税務当局は、法に基づく納税義務者の義務の履行を確実にするため、立入検査（監査）を行う権利を有する。
2. その他の法律の規定に従い、ある納税義務者に対する立入検査は、他の納税義務者の情報を収集する目的で実施することができる。
立入検査は、検査対象者の勤務時間中に実施されるものとする。納税義務者は、法に基づき、税務当局が要求する情報を提供する法的義務を負う。

税務当局は、事前通知なしに、納税義務者のすべての帳簿記録の現場での検査を行う権利を有する。

3. 立入検査は、税務当局の公式の通知に基づき納税義務者の施設又は税務当局の事務所において実施することができる。帳簿記録その他書類が納税義務者の施設から運び出される場合、納税義務者に対して当該帳簿記録などが検査官により受領された旨の受領書が発行されなければならない。税務当局の検査官は納税義務者の事業の内容を把握する目的で納税義務者の施設を視察することができる。
4. 検査対象者が帳簿記録を電子媒体にて保管している場合、当該対象者は、税務当局の検査官の要請があれば、要求される情報をハードコピー（書面）にて提供することを求められる。
5. 立入検査の対象の納税義務者が要求された情報の提供に協力しなかった場合、検査官は帳簿記録及び当該情報が含まれているその他関連書類を入手するための手続を実施することができる。それらの書類が納税義務者により隠匿、損傷又は改ざんされていると信ずる理由があれば、検査官はそれらの書類を一時的に差し押えることができる。
6. 検査が終了した場合、書類はその完了の日から 15 日以内に納税義務者に返却されなければならない。税務当局は必要に応じ、書類又は入力データの写しを保管することができる。
7. 税務当局は納税義務者の納税申告書に同意しない場合、納税義務者に対し、申告書に加える修正点、修正の理由、追加の要納付税及び罰金、並びに納税義務者の不服申立ての権利について通知する。この通知は書留郵便又は納税義務者によるその受取について定める他の手段にて行われるものとする。
8. 法第 65 条第 B 項の規定に従い、納税申告書が提出された後、納税義務者が、税務当局から通知を受領することなく、5 年が経過した場合、当該納税申告書は税務当局によって受理されたものとみなされる。
9. 金額の重大な誤りは、納税申告書が表する課税年度における提出期間終了後 10 年以内に修正することができる。修正は、納税義務者から要請され、又は税務当局若しくは監査機関による調査の結果として要請される。
「金額の重大な誤り」とは、数学的処理（足し算、引き算、掛け算、割り算など）、又は間違った数字の記載その他これに類似する間違いから生じる誤りのことをいう。
10. 税務当局は、法及び関連する命令を誤って適用したことにより生じた間違いを、納税申告書が表する課税年度における提出期間終了後 5 年以内に修正することができる。修正は、納税義務者から要請され、又は税務当局若しくは監査機関によるその調査の結果として要請される。

不服申立てと上訴

第 60 条

1. 納税義務者は、税務当局の税額査定又は再査定に対する不服を、当該査定又は再査定の通知書の受領日から 60 日の法定期限内に申し立てる権利を有する。不服申立ては、その理由を記載した書面により、かつ査定を通知した税務当局宛に行われなければならない。不服申立期間が法定の休日を終了する場合には、当該不服申立ては、当該法定の休日後最初の営業日になされたものとして受理されるものとする。
2. 税務当局は不服申立てを審査し、提出された理由書及び書類が満足できるものである場合、その全体又は一部を認め、再査定について納税義務者に通知する。税務当局及び納税義務者との間において争いが続いた場合、税務当局はその不服申立てを不服審査予備委員会に回付するものとする。
3. 納税義務者が不服のない事項に関する要納付税額を納付しなかった場合、又は、税金の分割払に関する同意が得られなかった場合、不服申立ては正式に受理されたとみなされない。税金の納付並びに分割払に関する取決め及びこれに対する承認の取得は不服申立ての法定期限内に行われなければならない。
4. 税務当局及び納税義務者は、予備委員会の決定の通知日から 60 日以内に当該決定に対する不服を控訴委員会に申し立てることができる。控訴期間が法定の休日を終了する場合には、控訴は、当該法定の休日後最初の営業日になされたものとして受理されるものとする。また、税務当局と納税義務者は、控訴委員会の決定の通知日から 60 日以内に当該決定に対する不服を苦情処理庁に申し立てることができる。

第 61 条

1. 予備委員会は、税務当局と納税義務者間に生じる、税務に関する紛争を解決するために設置されるものとする。それぞれの予備委員会は、委員長 1 名及び少なくとも 3 名の委員から構成される。委員は会計、法律及び税を専門とし、そのうち 1 名は税務当局の職員であるものとする。各委員の職位は公務規制に基づく 10 級以上又はそれに相当する職位とする。
2. 予備委員会は 4 年ごとに再編されるものとする。ただし、1 名以上の委員が任期を 1 期以上延長する場合を除く。
3. 委員会の委員長は税務当局及び納税義務者に対し、委員会の聴聞会の日時を通知するものとする。聴聞会では、両当事者は、その見解、理由及び書類を提示することができ、納税義務者宛通知書には、委員会に回付され

た、同人の不服申立てに関する税務当局の書類の写しが添付されるものとする。不服を申し立てた納税義務者が外国の事業体であり、サウジアラビアにその代表者がいない場合、聴聞会の開催日は、その 90 日以上前に外務省経由にて同納税義務者に通知されるものとする。

4. 当事者のいずれか一方、又は両方が聴聞会を欠席した場合、予備委員会は、同委員会に提示された事情及び書類に基づき決定を下すことができる。委員会が満足するやむを得ない理由がある場合には、聴聞会は延期することができるが、このような延期は 2 回を超えないものとする。
5. 予備委員会の招集には、委員長又はその代理人を含む、予備委員会の過半数の委員の出席を要する。
6. 不服申立ての内容を審査する前に、予備委員会は、不服申立てが法定期限内になされたか否か、両当事者により法律上適切な代理がなされているか、また、納税義務者により、不服のない事項に関する支払義務のある税金が納付されているかなど、その不服申立てが適式な手続を履践しているかどうかを審査するものとする。
7. 予備委員会は、両当事者に対して聴聞を行い、それぞれの理由を検討した後、その過半数により決定を下す。可否同数の場合、委員長の票が決定票となるものとする。
8. 当該決定に基づき支払義務があるとされた税額は、納税義務者又はその代理人が申告した税額を下回ってはならず、また、税務当局の査定額を超えてはならない。
9. 委員会は、公的な書留郵便又は交付の受領について記載するその他の手段により、委員会の決定を税務当局及び納税義務者宛に通知するものとする。当該通知の受領日から 60 日以内に、いずれの当事者も上訴を行わなかった場合、委員会による当該決定は確定する。
10. 税務当局は、決定に対する上訴がなされたとしても、予備委員会の決定を履行し、これに基づき再査定を行い、新たな再査定額を納税義務者に通知しなければならない。
11. 納税義務者は、予備委員会の決定に対する上訴を希望する場合、次に掲げる条件を順守しなければならない。
 - A. 予備委員会の決定に基づく要納付税額の税務当局に対する支払、又は、このような税額全額に関する銀行保証の差入れ。この銀行保証は有効期限が少なくとも 1 年以上であり、自動的に更新可能であり、また、最終決定が下された後に税務当局の独占的な裁量により、現金化が可能であり、かつ、サウジアラビア通貨庁に承認された様式によるものとする。上記が、上訴を形式面において受理する条件である。
 - B. 法定期間内に控訴委員会の記録上に上訴を登録するために、上訴の根

拠を記載した書面、その他の追加書類、納税領収書、又は銀行保証書の写しを控訴委員会に提出すること。

- C. 紛争に関する最終的な決定が下されない限り、銀行保証は解除されず、また現金による払戻しができないものとする。

第 62 条

1. 法第 67 条第 B 項に規定する控訴委員会の設置の勧告においては、同委員会には 1 名の委員長と、会計、法律及び税を専門とする少なくとも 4 名の委員から構成されなければならないことが考慮されなければならない。
2. 控訴委員会の開催には、委員長又はその代理人を含む、過半数の委員の出席を要する。
3. 上訴の内容を審査する前に、控訴委員会は、上訴が法定期限内になされたか否か、両当事者により法律上適切な代理がなされているか、納税義務者により、不服のない事項に関する支払義務のある税金が納付されているか、また、サウジアラビア通貨庁が承認した様式による、争いのある事項に関する銀行保証の差入れがなされているかなど、その上訴が適式な手続を履践しているかどうかを審査するものとする。
4. 控訴委員会は、両当事者に対して聴聞を行い、それぞれの書類及び理由を検討した後に決定を下す。委員間で意見が相違した場合、決定は過半数により決せられる。決定税額は納税義務者又はその代理人が申告した税額を下回ってはならず、また、税務当局の査定額を超えてはならない。
5. 控訴委員会は専門家又はコンサルタントの助言を要請することができる。その報酬は当該要請ごとに決定され、任命通知に明示されなければならない。
6. 控訴委員会は、公的な書留郵便又は交付の受領について記載するその他手段により、委員会の決定を税務当局及び納税義務者宛に通知するものとする。
7. 控訴委員会の決定に対する上訴が苦情処理庁に申し立てられなかった場合、当該決定は両当事者にとって最終的、かつ拘束力を有する決定となる。
8. 予備委員会及び控訴委員会の委員長、委員及び補助職員の報酬を定めるため、省決議が発布される。

源泉徴収税

第 63 条

1. サウジアラビアに恒久的施設を有しない非居住者が実現したサウジアラビ

アを源泉とする所得は課税の対象となり、次に掲げる税率に基づき所得総額から源泉徴収税が徴収される。

所得の種類	税率
マネジメントフィー	20%
ロイヤルティー又は利益、本社又は関連会社に対するサービスの対価	15%
賃貸料、技術又はコンサルティングサービス料、航空券代金又は航空若しくは海上貨物運賃、国際電気通信サービス料金、配当、ローン収入、保険料又は再保険料	5%
その他支払	15%

2. 「マネジメントフィー」とは、ホテルや船舶などのマネジメントサービス契約の対価として支払われた金額を意味する。
3. 「技術又はコンサルティングサービス」とは、あらゆる種類の技術上又は科学上のサービスを意味し、異なる分野における調査及び研究、科学的、地理的若しくは工業的性質を有する調査業務、コンサルティングサービス若しくは監督サービス、又は関連するデザインを含むあらゆる種類のエンジニアリングサービスを含む。
4. 「航空券代金又は航空若しくは海上貨物運賃」とは、航空及び海上貨物輸送の会社又はサウジアラビアにあるそれらの代理店若しくは代表に対してサウジアラビアにて支払われた、航空券購入代金又は航空若しくは海上貨物運賃を意味する。ただし、サウジアラビア外からサウジアラビア内の港への物品の輸送に対する支払は除く。
5. 「国際電気通信サービス料金」とは、サウジアラビアからの国際電気通信サービスの提供に関連する対価として非居住者に支払われた金額を意味する。
6. 「配当」とは、居住者である会社が非居住者である株主に分配した金員及び恒久的施設が関連当事者に移転した利益を意味し、次に掲げる事項が考慮されなければならない。
 - A. 天然ガス投資、石油又は炭化水素の事業に従事している会社の配当は源泉徴収税の対象とはならない。
 - B. 会社の一部又は全体の清算は、払込資本金を超える金額については、配当とみなされる。
 - C. 配当を支払う会社に対する所得税の課税は、その支払配当に対する源泉徴収税の課税を排除するものではない。
7. 「その他支払」とは、本条第 1 項に関するサービス以外のサービスについ

てサウジアラビアの源泉から非居住者に支払われる金額を意味する。

8. 本条第 1 項に規定する税率に基づく源泉徴収税は、非居住者に支払われた総額に対し課税されるものとし、当該所得を得るために生じた費用及びその費用の全部又は一部が控除対象となるか否かを問わない。また、法発効日前に締結された契約に基づく支払額も源泉徴収税の対象となるものとする。
9. 源泉徴収税の納税義務者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。
 - A. 受領者に金額を支払った月の翌月の最初の 10 日以内に、税務当局の所定の様式に基づく、月間源泉徴収票を提出すること。
 - B. 各課税年度について、税務当局所定の様式に基づき、源泉徴収に関する情報を当該課税年度終了後 120 日以内に提出すること。ただし、パートナーシップについては、当該課税年度終了後 60 日以内とする。
 - C. 源泉徴収に関する規定の順守を証明するために、関連記録簿を保管すること。当該記録簿には、少なくとも、受領者の氏名及び住所、支払の方法及びその金額、並びに源泉徴収額が記載されるものとする。また、当該記録簿は支払のなされた後少なくとも 10 年保管されるものとし、税務当局又は他所管の委員会による調査が継続されている場合には、当該記録簿は当該調査が終了するまで、又は、最終的な決定が下されるまで保管されなければならない。

税金の前納

第 64 条

1. 法第 70 条に規定する「税金の前納」とは、法第 60 条第 B 項及び第 69 条の規定にかかわらず、課税年度において納税義務者が法定の期日より早い日に税金を前払することを意味する。ただし、次に掲げる事項が条件となる。
 - A. 納税義務者が課税年度中に所得を獲得していること。
 - B. 1 回当たりの前納税額は、前年度の納税申告書に基づく納税義務者の要納付税額から、当該納税義務者の前年度の源泉徴収税額を差し引いた額の 25% とすること。「前年度の要納付税額」とは、法及び本施行規則に基づく要納付税額を意味する。また、「源泉徴収税額」とは、法第 68 条に基づき納税義務者の事業活動に関する源泉から差し引かれた税額を意味する。
 - C. 課税年度における第 6 月、第 9 月及び第 12 月のそれぞれの最終日又はそれ以前の日、3 回にわたり同額の税金を前納すること。
 - D. 前納が遅れた場合、30 日の遅延期間ごとに前納税額の 1% に相当する

罰金が科されること。

- E. 税金徴収に関する法の規定が前納の遅延に対し適用されること。
2. 課税年度の納税義務者の所得が前年度より 30%以上減少していることについて、税務当局が納得する場合、税務当局はその所得減少額に応じ、前納税額を減額することができる。
 3. 納税義務者は、前納税額の減額を要請する場合、税務当局に対して、書面による申請書においてその理由を提示し、かつこれを証明する書類を添付することにより、当該減額を要請することができる。ただし、納税義務者が第 1 回目の前納を全額で、かつ期日までに納付していることを条件とする。税務当局は当該申請書の受領後 30 営業日以内に当該要請に関する決定を下さなければならない。
 4. 本条の規定は、石油及び炭化水素の生産に従事している会社との間における有効な各取決めを侵害するものではない。

税金の分割払

第 65 条

1. 納税義務者は、次に掲げる事項を条件として、支払義務のある税金と罰金の分割払を要請することができる。
 - A. 納税義務者は、要納付税額、各課税年度及び法定期限内に納付できない理由などを記した分割払申請書、前記の証明書類並びに（分割払の回数、分割支払額及び（もしあれば）前納税額を記載した）具体的な分割計画提案書を税務当局に提出しなければならない。税務当局は 30 日以内に納税義務者の要請を審査し、これに回答しなければならない。
 - B. 分割払の期間は、累積税金の支払期間を超えてはならないものとする。
 - C. 分割支払額には、納税義務者が法第 68 条に基づき源泉から徴収して国庫に納める税金や罰金を含まないものとする。
 - D. 納税義務者が 2 回続けて分割払による納付を行わなかった場合、又は、国家財源が損なわれることが明らかになった場合、分割払の承認は無効となるものとする。税務当局は公的通知書にて分割払の承認の無効につき納税義務者に通知するものとし、この場合、納税義務者は自らが支払義務を負う残余の要納付税額の全額を直ちに支払うことを要するものとする。
2. 法第 77 条第 A 項に基づき、分割払税金の遅延につき、その未納税額の 1% に相当する遅延罰金はその納付期日から科せられるものとする。

3. 徴収された金額は、まず要納付税額に、次に罰金に充当されるものとする。この規定はその他の分割払にも適用される。
4. 税務当局の局長は、要納付税額と罰金の分割払を 100 万サウジ・リヤルまで承認する権限を有する。

過納額の還付

第 66 条

1. 納税義務者は法の規定に基づき、過納額の還付をその支払がなされた課税年度から 5 年以内に請求する権利を有する。還付請求は納税義務者又は適法に授権されたその代理人によって提出されなければならない。
2. 税務当局は、還付請求書の受領日から 30 日以内に当該還付請求書を審査し、過払額を確認し、還付手続を完了しなければならない。
3. 納税義務者が納税申告書を適式に税務当局に提出していなかった場合、過納額の還付請求は考慮されないものとする。
4. 不服申立て又は上訴中の過納額の還付請求は、当該金額が納税義務者に帰属することを確認する最終的な決定が下され、還付請求書が同人から提出されたものでない限り、考慮されないものとする。
5. 税務当局による確認済み過納額の還付が遅れた場合、納税義務者は、還付請求を受領した日の 30 日後から、還付日までの 30 日ごとの遅延につき、過納額の 1%に相当する賠償金の支払を受けるものとする。30 日に満たない期間については賠償金は考慮されないものとする。

罰 金

第 67 条

1. 次に掲げる事項に該当する場合、納税申告書の未提出による罰金が科せられる。
 - A. 課税年度の終了日から 120 日以内に申告書が提出されなかった場合。
 - B. 申告書が法定期間内に提出されたとしても、法定の様式に基づいていなかった場合。
 - C. 法定の様式に基づく申告書が期間内に提出されたとしても、その申告書に基づく要納付税額が支払われなかった場合。
 - D. 事業活動が停止された場合において、その停止日から 60 日以内に税務当局に対してその通知、申告書の提出及びこれに基づく支払が行われなかった場合。
 - E. パートナーシップがその課税年度の終了日から 60 日以内に税務申告書

を提出しなかった場合。

2. 法定期間内に申告書が提出されなかった場合、次の二つの罰金額のうち、いずれか大きい金額が科せられるものとする。
 - A. 総所得の1%に相当する金額。ただし、2万サウジ・リヤルを超えないものとする。
 - B. 以下の計算式に基づく算出額。
 - ・ 遅延期間が法定期限から30日以下の場合、未納税額の5%
 - ・ 遅延期間が法定期限から30日超90日以下の場合、未納税額の10%
 - ・ 遅延期間が法定期限から90日超365日以下の場合、未納税額の20%
 - ・ 遅延期間が法定期限から365日超の場合、未納税額の25%
3. 未納税額とは、法定期限内に納税義務者が納付した税額と法に基づき決定される要納付税額との差額のことをいう。この要納付税額には、本施行規則第71条第2項に基づき最終的なものとなった税務当局による修正税額も含み、また、不服申立ての場合も含む。罰金は納税申告書の法定提出日と法定納税期日から計算される。

第68条

1. 次の事項に該当する場合、遅延期間30日ごとに未納税額の1%に相当する額が前条に規定する罰金に加えられる。
 - A. 納税申告書に基づく要納付税額の支払遅延。
 - B. 税務当局の査定に基づく要納付税額の支払遅延。
 - C. 納税義務者の課税年度の第6月、第9月及び第12月のそれぞれの最終日が支払期日である前納税額の支払遅延。
 - D. 法第71条に基づき分割払が認められた税金の所定の期日までの支払遅延。
 - E. 法第68条に基づく源泉徴収に関する規定による支払（その支払義務は、源泉徴収義務者が負う）を受領者に対して行った月の翌月の最初の10日以内に納付すべき源泉徴収税の支払遅延。
2. 遅延期間が納付期限日から30日未満である場合、未納税額の1%の遅延罰金は科されないものとする。
3. みなし課税による納税義務者の査定税額も、その適用の条件が満たされている場合には、納税申告書の未提出による罰金及び遅延罰金規則の適用を除外するものではない。

第 69 条

法第 77 条第 B 項に規定する虚偽罰金に関する規定は、情報を隠匿するか、又は不正確な情報を提示した源泉徴収税額の支払義務を負う納税義務者に対して適用する。

税金及び罰金の取消し

第 70 条

次に掲げる事項に該当する場合、法第 79 条第 D 項の目的において、税金及び罰金は所管大臣の決定により取り消されるものとする。

1. 納税義務者が裁判所の判決に基づき破産した場合。
2. 自然人が死亡し、債務を徴収するための財産のないことが証明された場合。
3. 資本金会社が清算され、債務を徴収するための動産又は不動産がなかった場合。
4. 債務の金額につき、徴収のためのあらゆる行為が実施されたものの、徴収ができなかった場合。

差押え・徴収手続

第 71 条

1. 最終的な要納付税額の支払義務を負う納税義務者は、1 回目の正式な納付請求から 30 日以内に要納付税額を支払うことを要するものとする。納付請求は、1 回目の正式な納付請求書に続き、2 回目の正式な納付請求書によっても行われ、その後 30 日以内に要納付税額を支払うことを要するものとする。
2. 次に掲げる事項に該当する場合、要納付税額は最終的なものとみなされる。
 - A. 納税義務者が査定税額に同意した場合。
 - B. 法定納付期間が経過し、納税義務者がその申告書に基づく要納付税額を納付できなかった場合。
 - C. 税務当局が行った再査定税額に対する不服申立ての法定期間が経過した場合。
 - D. 不服申立ての予備委員会、控訴委員会又は苦情処理庁により最終決定が公表された場合。
3. 納税義務者が 1 回目及び 2 回目の納付請求を順守できなかった場合、当該納税義務者は、通知日から 20 日以内に納付しなければシャリーア法により

認められる当該納税義務者の動産及び不動産に対する差押えを実行する旨の正式な差押通知書による通知を受けるものとする。

4. 納税義務者の銀行口座からの引出しを停止するため、差押予定に関する通知書の写しがサウジアラビア通貨庁に提出されるものとする。
5. 納税義務者の動産及び不動産を差し押えるため、税務当局は次に掲げる事項を実施するものとする。
 - A. 納税義務者の地方銀行における預金を、要請に応じて税務当局に移転するため、税金及び罰金の要納付税額を限度として差し押えることを、サウジアラビア通貨庁に書面にて通知する。
 - B. 納税義務者の輸入物資を、税金及び罰金の要納付税額を限度として差し押えることを関税局に書面にて通知する。
 - C. 納税義務者に対してなされる支払（支払指図）を、税金及び罰金の要納付税額を限度として差し押えることを財務省に書面にて通知する。
 - D. 納税義務者による不動産の処分を停止することを司法省に書面にて通知する。
6. 差押えの要請を行い、差押えがされた者は、税務当局の請求があれば、その保有する差押財産を同局に放棄しなければならない。本規定は、差押えの通知を受領した日以降に納税義務者に債務を負担することとなった第三者にも適用される。
7. 支払義務を負う納税義務者が自然人の場合、その事業活動に関連する同人私有の動産と不動産が、要納付税額を限度として差し押えられるものとする。パートナーシップ又は株式合資会社の無限責任出資者である納税義務者にも本規定が適用される。支払義務を負う納税義務者が資本会社に持分を有している場合は、当該納税義務者は、会社資本金に対する同人の持分を限度として、責任を負うものとする。
8. 差押手続が完了し、その通知期間が満了した後、納税義務者の動産及び不動産は、当該納税義務者の責任を限度として、法的に有効な手続に基づき売却されるものとする。
9. 売却代金は、まず差押え及び売却に要した費用に充当され、次に税金と罰金の納付に充当される。残額はすべて納税義務者に返還される。
10. 税務当局は納税義務者が政府事業への入札、労働者のサウジアラビアへの誘致、又は事業を行うために許可の取得若しくは更新を行うことを停止するために、その他の所管の機関と協調する権利を有する。
11. 単独で経営を行う者が要納付税額を税務当局に支払う前に死亡した場合、その要納付税額は当該経営者の財産の処分前に徴収されるものとする。その他の場合には、相続人が遺産におけるそれぞれの持分比率に応じて当該要納付税額を支払うことを要するものとする。

12. 納税義務者は、自らに対して実施される処分に関する書類の写しの提供を受けるものとする。
13. 要納付税額の全額が徴収された場合、納税義務者に対して行われる処分を停止するため、税務当局は直ちにその旨を関係機関に通知するものとする。

報 奨 金

第 72 条

優れた業務成績を収めた税務当局の職員は、次に掲げる基準に従い、税務当局局長の推薦に基づき報奨金が付与されるものとする。

1. 納税義務者の申告書と財務書類の検討及び監査において優れた業務を行い、その結果、最終的に確認済みの金額を発見し又は国庫に納付させることとなった場合。
2. 過去に帳簿から抹消され、失われ又は不明となった要納付税額を発見し、徴収し、最終的に国庫に納付させた場合。
3. 報奨金は、下記のとおり、給与の 3 か月分までとし、業務成績と実現された金額に比例することとする。
 - ・ 国庫への納付金額が 5 万から 25 万サウジ・リヤルの場合
給与の 1 か月分
 - ・ 国庫への納付金額が 25 万 1 から 100 万サウジ・リヤルの場合
給与の 2 か月分
 - ・ 国庫への納付金額が 100 万 1 サウジ・リヤルを超える場合
給与の 3 か月分

第 73 条

報奨金に関する検討を行う委員会が税務当局に設置されるものとし、同委員会は提出された根拠及び書類に基づき関連する業務を評価し、妥当な報奨金の提案を行うものとする。

法及び施行規則の発効日

第 74 条

ヒジュラ暦 1425 年 1 月 15 日付勅令第 M/1 号にて発布された所得税法の規定は、ヒジュラ暦 1425 年 3 月 11 日（2004 年 4 月 30 日）付官報第 3990 号にて公布された同法第 80 条の規定に基づき、ヒジュラ暦 1425 年 6 月 13 日（2004 年 7 月 30 日）付で発効する。本施行規則も法の発効日から効力を有する。

法及び本施行規則の規定は、ヒジュラ暦 1425 年 6 月 13 日（2004 年 7 月 30 日）以降に始まる課税年度に適用される。また、法第 68 条の源泉徴収税に関する規定は、ヒジュラ暦 1425 年 6 月 13 日（2004 年 7 月 30 日）以降に支払がなされた金額に適用される。

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません）。本資料は、2010 年 2 月 10 日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。